

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社に親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当社は、当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間において、次の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を提出している。

(1) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

平成28年10月21日 関東財務局長に提出

(2) 訂正発行登録書

平成28年11月4日

平成29年2月2日

平成29年3月14日

平成29年3月30日

平成29年5月9日

関東財務局長に提出

(3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

（事業年度（平成27年度）自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

平成28年6月23日 関東財務局長に提出

(4) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月23日 関東財務局長に提出

(5) 四半期報告書及び確認書

（平成28年度第1四半期）（自平成28年4月1日 至平成28年6月30日）

平成28年8月5日 関東財務局長に提出

（平成28年度第2四半期）（自平成28年7月1日 至平成28年9月30日）

平成28年11月7日 関東財務局長に提出

（平成28年度第3四半期）（自平成28年10月1日 至平成28年12月31日）

平成29年2月10日 関東財務局長に提出

(6) 臨時報告書

平成28年6月27日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書である。

平成28年7月29日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書である。

平成28年11月4日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書である。

平成29年2月2日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書である。

平成29年3月14日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第14号（損害賠償請求訴訟の解決）に基づく臨時報告書である。

平成29年3月30日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書である。

平成29年 5 月 9 日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書である。